

福井市建設工事総合評価方式競争入札実施要綱

平成25年3月6日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市が発注する建設工事の入札において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2の規定に基づき、価格のほかに施工計画、同種工事の経験、工事成績などの価格以外の技術的な要素等(以下「技術力等」という。)を総合的に評価し、福井市にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式(以下「総合評価方式」という。)による入札を実施するに当たって、法令及び他の要綱・要領等に定めるもののほか必要となる事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価方式の対象工事は、企業の技術力等と入札価格を一体として評価することが妥当と福井市総合評価方式審査会(以下「審査会」という。)が認める工事とする。

(評価方式)

第3条 総合評価方式による入札を実施するに当たっては、対象工事の規模及び技術的難易度に応じて、次のいずれかの評価方式を選定するものとする。

- (1) 特別簡易型 同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価する評価方式
- (2) 簡易型 施工計画、同種工事の経験、工事成績等と入札価格を一体として評価する評価方式

(総合評価方式審査会)

第4条 総合評価方式を公正かつ適切に実施するため、審査会を設置する。

2 審査会に係る規程は、福井市建設工事等指名業者選定審査会規程(令和2年福井市訓令甲第4号・福井市公営企業訓令甲第1号)を準用するものとし、審査会は、同規程に定めるもののほか、次の事項を審査する。

- (1) 総合評価方式を行うことの適否の決定
- (2) 総合評価方式における落札者決定基準の決定
- (3) 総合評価に係る資料(以下「技術資料」という。)に関する審査及び評価
- (4) 総合評価方式の結果の審査

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第5条 審査会は、総合評価方式による入札を実施するに当たり、落札者決定基準を定めようとする場合、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、あらかじめ、2人以上の学識経験を有する者により構成される福井市総合評価方式技術委員会(以下「技術委員会」という。)の意見を聴かなければならない。

2 審査会は、前項の落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとする場合には、技術委員会の意見を聴かなければならない。

3 技術委員会が、第1項の意見聴取の際に、前項の意見聴取を不要とする意見を述べた場合には、審査会は、同項の意見聴取を省略することができる。

(総合評価方式における公告への記載事項)

第6条 総合評価方式により落札者を決定しようとする場合には、公告に次に掲げる事項を明示しなければならない。

(1) 総合評価方式である旨

(2) 当該総合評価方式に係る落札者決定基準等

(3) 提出を求める技術資料の内容及び提出日時等の必要事項

(4) 資料説明会の有無

(5) 虚偽の技術資料の提出に対する措置及び技術提案内容の不履行に対する措置

(6) 技術資料を提出しない者の入札書は無効とする旨

(7) その他総合評価方式に関し必要と認められる事項

(技術資料の提出)

第7条 総合評価方式により落札者を決定しようとする場合で、技術資料を提出させる必要があるときには、入札参加資格者に、入札期間の起算日(当該日が市の休日にあたる場合はその前日とする。)の前日までに、当該資料を提出させなければならない。

2 技術資料の提出後においては、施工計画の変更は認めないものとする。

3 技術資料の作成及び提出に要する費用は、入札参加資格者の負担とする。

(技術資料の審査)

第8条 技術資料の審査は、審査会が必要と認める者に対してのみ行うものとし、開札日の翌日から起算して5日以内(市の休日を除く。)を目途に行う。

2 技術資料の内容については、必要に応じてヒアリングを行うものとする。

(開札)

第9条 総合評価方式による入札により落札者を決定しようとする場合には、入札執行官は、開札後直ちに落札保留を宣言し、落札者決定後、速やかに入札結果を公表する旨を告げて、入札を終了するものとする。

(落札者決定基準)

第10条 落札者決定基準には、評価基準、評価の方法、落札者決定の方法その他必要な基準を定めるものとする。

(評価基準)

第11条 評価基準は、技術力等に係る評価項目及び得点配分とする。

(1) 評価項目

評価項目は、施工計画、企業の施工実績等とし、工事の目的・内容により必要となる技術的要件に応じて、適宜設定するものとする。

(2) 得点配分

各評価項目に対する得点配分は、その必要度・重要度に応じて定めるものとし、評価項目毎の得点の合計を加算点とする。

(評価の方法)

第12条 価格、技術力等に係る総合評価は、標準点(100点)に前条第2号の加算点を加えたもの(以下「技術評価点」という。)を当該入札者の入札価格で除す次式で得られた数値(以下「評価値」という。)をもって行う。

技術評価点 = 標準点 + 加算点

評価値 = 技術評価点 ÷ 入札価格

(落札者の決定方法)

第13条 第10条に規定する落札者決定の方法は、その入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ、福井市建設工事等に関する事務取扱要綱第10条の2の規定に基づく失格基準価格(以下「失格基準価格」という。)を設定した場合にあっては失格基準価格以上の価格により入札した者のうち、評価値の最も高い者を落札候補者とする方法による。

- 2 評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札候補者を定めるものとする。
- 3 福井市建設工事等に関する事務取扱要綱第10条の規定に基づく調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）を設定した場合にあっては、落札候補者となるべき者の入札価格が、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格を下回る場合には、前二項の規定にかかわらず、落札候補者の決定を保留し、福井市低入札価格調査実施要綱（平成30年告示第177号）に基づく調査（以下「低入札価格調査」という。）を行い、落札候補者を決定するものとする。
- 4 前各項の規定により決定した落札候補者について、審査会において落札者として決定する。

（失格基準）

第14条 総合評価方式による入札を実施するに当たり、契約の内容に適合した履行を確保するために、次の各号のいずれかに該当する者は失格とする。

- (1) 提出した技術資料の内容が最低限の要求要件を満たしていない者
- (2) 失格基準価格を設定した場合にあっては、失格基準価格を下回る価格で入札を行った者
- (3) 低入札価格調査において、資料の提出及び事情聴取に協力しない者
- (4) 調査基準価格を設定した場合にあっては、失格基準価格以上で、かつ、調査基準価格を下回る価格で入札を行った者で、低入札価格調査を行った結果、契約の内容に適合した履行がされないこととなるおそれがあると認められた者

（評価結果等の公表）

第15条 総合評価方式により落札者を決定したときは、技術資料等の評価結果、入札価格及び評価値について、落札者決定後速やかに、インターネットを利用して閲覧に供する方法により公表する。

（施工計画等の履行の担保）

第16条 工事主管課は、加點評価の対象となった施工計画等の内容については、次に掲げるところにより、その履行を担保しなければならない。

- (1) 加點評価を行った施工計画等については、特記仕様書に追記し、それらの提案内容が工事施工に当たって十分に履行されていない場合には、再度の施工又は修補による

履行を行わせるとともに、当該工事の完了検査における工事成績評定点を減点するものとする。

(2) 施工計画等の履行を求めたにも係わらず、提案内容が十分に履行されていないことが確認された場合には、当該工事の契約金額の減額を行うとともに、完了検査における工事成績評定点を減点するものとする。

(3) 完了検査後、提案内容が十分に行われていなかったことが判明した場合には、再度の施工を求めるものとする。ただし、再度の施工が困難な場合には、損害賠償を請求することができるものとする。

2 技術資料に虚偽の記載を行う等明らかに不正又は不誠実な行為があると認められる場合等においては、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく措置が行われる場合があるものとする。

3 施工計画等の履行の担保の方法については、別記1によるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めのない事項及びこれにより難い事項については、必要に応じて別に定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価方式の手続きについては、なお従前の例による。

3 福井市建設工事総合評価方式競争入札試行要綱(平成21年11月15日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別記 1

施工計画等の履行確保の方法

受注者が入札時に提示した下記の性能、技術等の加点評価された項目（以下「加点項目」という。）が達成されなかった場合（災害その他受注者の責に帰することができない事由による場合を除く。）の取扱いは、次に定めるところによる。

1 再度の施工又は修補等の措置

(1) 再度の施工又は修補

当該加点項目に関して受注者に再度の施工又は修補を行わせることが合理的であると福井市が認めた場合は、受注者は、再度の施工又は修補を行い、入札時に提示した加点項目を満たす状態にしなければならない。

(2) 契約金額の減額又は損害賠償請求

福井市は、当該加点項目に関して、受注者に再度の施工又は修補を行わせることが合理的でないと認めた場合は、検査等によって確認された当該加点項目の状況に基づき、加算点の再計算を行うものとする。この場合において、受注者の落札時における評価値を確保するために必要と認められる金額に相当する額と受注者の当初の請負契約金額との差額を、工事目的物の完成引渡前においては請負契約金額から減額し、工事目的物の完成引渡後においては損害賠償請求を行うこととし、その場合の算定式は、次のとおりとする。

$$\text{減額又は損害賠償額} = \{1 - (100 + \quad) \div (100 + \quad)\} \times C$$

（小数点以下切り捨て整数止）

C：当初の請負契約金額（円）

：当初の加算点

：検査等によって確認された提案内容の状況に基づき再計算した加算点

(3) 工事成績評定点の減点

施工計画書に記載された提案内容が、受注者の責によって再度の施工により履行された場合又は履行できなかった場合その他の履行状況に応じて、工事成績評定点を最

大 8 点まで減点する。

2 指名停止等の措置

技術資料等に虚偽の内容等がある等明らかに不正又は不誠実な行為であると福井市が認めた場合は、福井市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要領に基づく措置を行う。